

## 市民活動支援センターを 活用しませんか



☎ 22-1511 FAX 22-0317

市民活動支援センターでは、市民が主体となる住民自治活動やNPO活動、ボランティア活動などを支援しています。

### ◆市民活動支援員による支援

活動中の団体や今後立ち上げる団体などに市民活動に関する相談や情報提供、他団体とのコーディネートなどを行います。

### ◆研修・講座の開催

専門家を講師に招き、市民活動団体向け研修・講座を開催します。

### ◆活動場所やサービスの提供（登録団体に限る）

○交流スペースやメールボックスなどを利用できます。  
○印刷機を利用できます。

（料金）1枚：白黒片面1円、カラー片面10円  
活動中の人もこれから活動を始めたい人も、ぜひ立ち寄りください。ご相談はお気軽に、市民活動支援員にお声がけください。

【ところ】 ゆめぼりセンター内（ゆめが丘1-1-4）

【利用日時】 月～土曜日 午前9時～午後5時

## 水道基本料金を 6カ月間無料にします



☎ 24-0003 FAX 24-0006

物価高騰の影響を受けた皆さんの負担を軽減するため、水道料金の基本料金を6カ月間無料にします。

※手続きは不要です。

### 【対象】

4～9月検針分（5～10月請求分）

### 【対象者】

水道利用者（官公署・臨時用は除く。）

### 【口径別減額一覧表（税込）】

水道メーター口径	1カ月当たりの基本料金	2カ月当たりの基本料金
13mm	660円	1,320円
20mm	990円	1,980円
25mm	2,200円	4,400円

※検針票には基本料金を減額する前の料金を表示していますが、請求金額は減額分を引いた金額となります。

## 認知症高齢者を支援します ひとり歩き高齢者等見守り支援事業



☎ 22-9634 FAX 26-3950

高齢化に伴い、認知症の人の数は年々増加し、行方が分からなくなる認知症高齢者もいます。行方不明になった場合、発見に時間がかかると命に関わるため、早期発見・保護が重要です。

市では、認知症の症状があっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう取り組んでいます。

【対象者】 市内在住のおおむね65歳以上で、認知症により行方不明になる恐れがあり、在宅で生活している人の家族など

【申込方法】 介護高齢福祉課で専用の申請書に記入

### ◆見守り安心シール交付事業

外出中に行方不明になる恐れのある高齢者の情報を事前に登録します。登録後、市から交付する「見守り安心シール」を高齢者の衣類やかばん、靴などに貼り付けます。高齢者を発見した人が、そのシールの二次元コードをスマートフォン



などで読み取り、市や警察に連絡することで高齢者の家族などに連絡をとることができます。

### ◆位置情報検索サービス導入初期費用・利用料助成事業

GPS端末を使って、行方不明になる恐れのある人の現在地情報を検索できるサービスです。GPS端末は、かばんや靴に入れたり、お守りとして首に下げて使用できます。

【月額利用料】 638円

	個人賠償責任保険付 GPS 端末
サイズ・重量	幅3.85cm×高さ4.75cm ×厚さ1.1cm 約25.5g
探索方法	①365日24時間体制のコールセンターへ電話による探索依頼 ②インターネット環境(パソコン・スマートフォン)での探索
個人賠償責任保険	保険金額3億円(上限) ※免責金額0円

## 伊賀市役所 本庁舎 5月のアート情報

本庁舎で下記の展示を行っています

### ◆4階市民ミニギャラリー

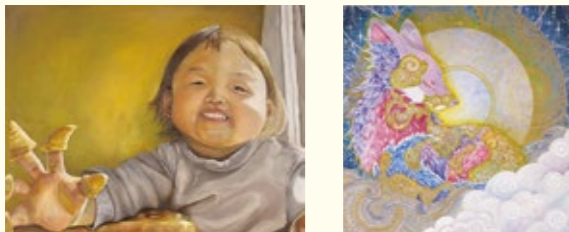
- 第21回伊賀市民美術展覧会（市展「いが」）  
高校生入賞作品  
絵画「こっち向いて！」  
福田 優衣さん（上野高等学校）  
絵画「偶像崇拜」  
古川 綾花さん（伊賀白鳳高等学校）  
絵画「Spotlight」 竹住 友杏さん（上野高等学校）



絵画「笑顔」 井上 里菜さん（上野高等学校）

絵画「可惜夜の狐」

眞栄田 咲季さん（伊賀白鳳高等学校）



### ◆1階玄関横

- 第21回伊賀市民美術展覧会（市展「いが」）  
高校生入賞作品  
彫塑工芸「スローライフ」  
中村 翔蒼さん（伊賀白鳳高等学校）  
彫塑工芸「温もり」  
山本 露さん（飯野高等学校）  
彫塑工芸「流るる時」  
山岡 由奈さん（伊賀白鳳高等学校）



書「棧道飛雪」

吉藤 綾乃さん（伊賀白鳳高等学校）

書「臨 玄妙観重修三門記」

森内 花那さん（上野高等学校）



○いけばな（伊賀華道協会）

※都合により展示物が変わる場合があります。

※観覧時間は市役所の開庁時間に準じます。

### 市民ミニギャラリー展示作品募集中

☎ 文化振興課 ☎ 41-0400 FAX 22-9694



## 子どもたちと人権問題 「ことば」による差別をなくすために



☎ 22-9683 FAX 22-9641 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp

放課後児童クラブで、支援員から児童に向けて差別的な言葉がけや発言が2件発生しました。

ひとつは、男女の児童4人が遊んでいたところ、支援員が「女の子がそんなところで寝たらあかん」と声をかけました。遊んでいる児童に「寝転がらないように」と指導することは理解できますが、女兒にだけ指導することは、ジェンダーに基づく差別意識が表面化したのではないかと考えられます。女兒も疑問を感じ、学校の先生に相談してこの事象が明らかになりました。

もうひとつは、工作中に騒いでいた児童に対して支援員から障がい者を蔑称する発言がありました。発言を受けた児童は、「それは言ってはいけない言葉」と支援員に反論しましたが、支援員は反論に対して同様の言葉を何度も発言しました。トラブルに気づいた他の支援員から「そんな言葉を言ってはいけない」と注意が入ったにもかかわらず「うるさい、だまれ」と支援員は返しました。

市内の小中学校では、子どもたちは人を傷つける言葉の学習をしています。言葉が悪口として人を傷つけ

るだけでなく、例えば障がい者への蔑称であれば、当事者だけでなく、その家族も深く傷つける言葉であることを学習します。その上で、子どもの身近な人、地域の人、被差別当事者との出会い学習などを通して、一人ひとりが自分の問題に置き換えて人権問題を学んでいます。

しかし、子どもの周囲にいる大人が差別につながる発言をすると、学校での学習との相違に子どもは混乱してしまいます。最悪の場合、人を傷つけるために使う言葉と認識してしまいます。

次世代を担う地域の宝物である子どもを、差別の加害者にも、被害者にもしないために、大人が自分の発言や行動を見直さなければいけません。

### ◆伊賀市人権相談総合窓口

人権に関する悩みがある場合は、上記までご相談ください。電話・ファックス・メールのほか、インターネットフォームからも相談できます。

